

要望事項（優先順位 3）

自治会の公園美化活動組織としての認定

要 旨

京都市では、地域住民が公園愛護協力を結成することにより、地域の公園美化のためのボランティア活動を行うことができ、一定の報償金をいただいています。地域では、自治会が公園愛護協力を結成し活動することで、公園の美化に努めており、報償金は参加者への飲料配布や公園を利用した納涼祭などの自治会活動費に活用させていただいております。

しかしながら、公園愛護協力の制度は、自治会とは異なる単一目的の団体を別途設立することが求められております。また、報償金の受取には金融機関への振込みを推奨されておりますが、こちらも当該団体の口座であることが求められております。

新たな団体の設立と口座開設は事務的に煩雑で、特に任意団体による金融機関への新規口座開設は昨今審査が厳しくなっております。

つきましては、自治会がより手間なく公園愛護活動に取り組めるよう、特別目的の公園愛護協力会という組織を設立することなく、自治会を公園の美化活動を行う団体として直接認定いただけるよう制度の改正を要望します。

回 答

（建設局）

公園愛護協力は、公園の美化及び保全に特化した活動を行うことを想定しており、公園愛護協力会としての結成を各公園単位でお願いしておりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、報償金については、受渡しに係るトラブル防止のため、金融機関への振込みをお願いしておりますが、口座開設が困難な場合には、現金支払いも可能です。